

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市大宮ふれあい福祉センター利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例
条 項		第6条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 福祉総務課（電話：048-829-1252）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当すると認めるときは許可しない。 (1)大宮ふれあい福祉センターの設置の目的に反するとき (2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき (3)施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき (4)上記3項目の他、センターの管理上支障があるとき又は 市長が適当でないと認めるとき
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		